県庁本館１階空気調整室空調機撤去修繕　仕様書

１．修繕概要

本修繕は、本館１階空気調整室における空調機（三菱電機㈱製パッケージ式冷凍機に係る室内機及び室外機等）を撤去修繕するものである。

２．修繕箇所

別添図のとおり

３．修繕方法

（１）本館１階空気調整室内に設置している室内機２機及び本館屋上に設置している室外機４機並びに不要配線・配管等を撤去すること。

（２）改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守し、適切な廃棄等を行うこと。

（３）施工時、作業員が落下する恐れがある場合は、仮設足場を設けるなど落下防止対策を施し作業すること。

（４）作業前、修繕箇所周辺に養生を施し、現地を汚さない対策をとること。また、作業終了後は速やかに片付け・清掃を行うこと。

（５）配管内のエルボ及びパッキンについては、アスベスト含有の可能性があるため、関係法令に基づき適正に対応すること

４．一般事項

（１）修繕の際に建物等に損傷を与えた場合には、早急に補修を行うこと。

（２）修繕現場では工具類の整理整頓及び安全管理に努めること。

（３）作業日時については係員と協議のうえ決定すること。

（４）施工上疑議が生じた場合は、係員と協議のうえ決定すること。

（５）完成写真を提出すること。